（別紙）

令和８年 12 月定例会議　一般質問

10 番議員　山下　純夫

福祉活動への住民参加の促進策を問う

2026 年６月 19 日、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充も図られることとなった。

その中の「社会福祉法第 106 条の３」は、市町村に対して、重層的支援体制整備事業とも絡めて、地域住民等により、地域福祉の推進が行われることで地域生活課題が解決されるよう求めており、「①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」も求めている。

本町では、地域住民（主に高齢者）の社会参加の機会を維持するための活動として、自治会内組織が自治会内在住者を対象として、町内及び近隣市町へ運ぶ、住民主体の移送サービスが一部の自治会で行われている。

この取り組みは、まさに「地域住民の参加を促す活動を行う者」であり、他の自治会でも同様の仕組みを模索する動きはあるが、未だ実現していない。

改正法の施行日が 2027 年４月１日に迫るなか、当該団体に関する支援や、全町への拡充をどのように推進していくのか、町の考えを問う。